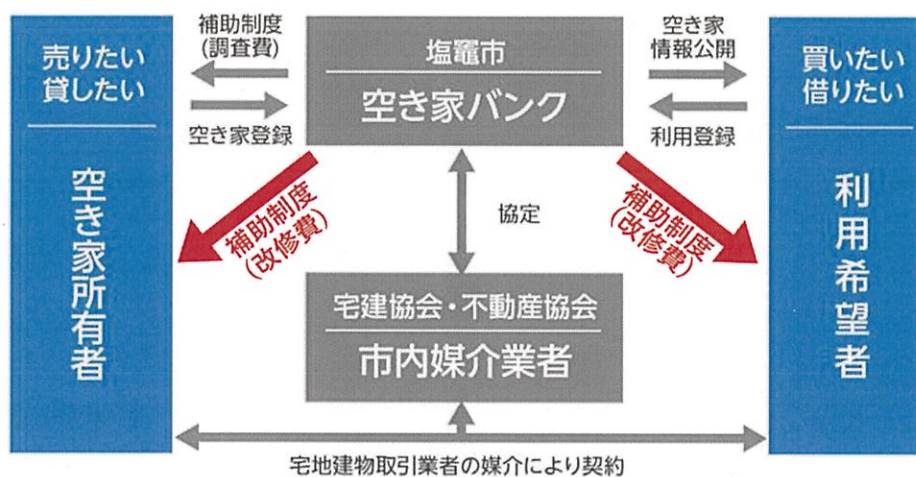


# 空き家改修工事助成事業 4月1日スタート

塩竈市では、空き家を利活用することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、塩竈市空き家バンク制度に登録した空き家の改修工事を行う方に対し、補助金を交付する『塩竈市空き家改修工事助成事業』を創設しました。

## 1. 事業の利用イメージ



## 2. 補助対象者

空き家バンク制度の下記のいずれかの登録者で、市内の施工業者※1に依頼し改修工事を行う方が対象になります。

- (1) 空き家所有者：利用希望者と売買契約又は賃貸借契約を締結する方
- (2) 利用希望者：空き家所有者と売買契約を締結する方  
：空き家所有者と賃貸借契約を締結する方※2

※1 施工業者：市内に本店、支店又は営業所を有する法人若しくは個人事業主をいいます。

※2 利用希望者が賃貸借契約のもと改修工事を行う場合、空き家所有者の承諾が必要になります。

## 3. 補助対象経費

空き家に居住すること等を目的として行う、下記の10万円以上の改修工事を対象とします。

- (1) 改修工事：空き家を利活用する上で、建物の機能や性能を維持・向上させるため、空き家及び空き家の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事をいいます。

除外経費：別棟の車庫・物置に係る工事／外構の門・塀に係る工事／家電・家具の購入、設置／他の補助金の交付工事等

## 4. 補助金の額

補助対象経費に1/2を乗じて得た額で50万円を限度とします。